

平 監 第 6 3 号
令和5年2月 7日

平川市長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴 海 和 正
(公印省略)

平川市監査委員 工 藤 秀 一
(公印省略)

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

第1 監査の概要

1 監査の実施期日

前期：令和4年10月 4日から同月14日まで

後期：令和5年 1月11日から同月20日まで

2 監査の対象部 局（実施順）

【前期】

尾上総合支所、建設課、建築住宅課、文化センター、平賀図書館、尾上図書館、食ラボ、碓ヶ関総合支所、碓ヶ関診療所、葛川支所、葛川診療所、スポーツ課、平川市学校給食センター

【後期】

総務課、政策推進課、財政課、選挙管理委員会、上下水道課、税務課、市民課、会計課、福祉課、高齢介護課、子育て健康課、学校教育課、指導課、生涯学習課、商工観光課、農林課、農業委員会、平川診療所、議会事務局、監査委員事務局

監査の範囲

今回の監査は、令和3年度の財務に関する事務の執行状況、一般事務の執行状況、釣銭の管理状況、市税等の収納に係る滞納対策の取組などについて、関係職員から説明を聴取の上、関係帳簿及び書類との照合を行った。加えて、後期では時間外勤務等命令簿、週休日の振替等勤務命令簿の確認を関係職員の状況説明を交えて行なった。

また、公共的団体等の出納事務を所管している場合は、預金通帳・印鑑が安全かつ厳重に保管されているか確認するとともに、取扱職員の把握、入出金時の決裁状況及び所管する特殊事情等について確認を行った。

第2 監査の結果

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び釣銭の管理状況については、おおむね適正に処理されているものと認められた。また、行政事務の執行についても法令等に従いおおむね適正に行われていた。

市税等の収納に係る滞納対策については、滞納者へ納入通知書を送付するだけでなく、休日・夜間窓口開設や臨戸訪問等の徴収業務に精励されているため、引き続き徴収率の維持向上を図りたい。

今回の定期監査における主な指摘事項・改善事項は、次のとおりである。

① 職員の休暇取得について（年次休暇承認願簿、有給休暇承認願簿及び休日の代休日指定簿）

休暇取得日数の少ない職員や、指定された代休を取得しない職員がいることから、メンタルヘルスと生産性の向上を図るためにも、休暇が取得しやすい職場環境づくりをお願いする。

② 公用車等の運転及び管理について（運転・業務日誌及び公用車日常点検記録簿）

業務により公用車を運転する際に記入する運転・業務日誌について、使用時間・走行メーター・アルコールチェック欄等が空欄となっているものが見られた。特に、アルコールチェック欄は、公務運転業務前のアルコールチェックに関する運用において、公用車等運転時にはアルコールチェックを行い所属課長等の確認を得ることとされており、アルコール濃度が検出されなかった場合であっても、空欄とせず0.00mgと記入されたい。

また、公用車日常点検記録簿の不備も見られた。公用車を所管する課において、毎月初めの日（休日の場合は次の日）に点検を実施し、所属（課）長を通して安全運転管理者への提出が必要となっている。

日ごろから、公用車日常点検記録簿に市有自動車実態把握調査票と車検証の写しを添付し、毎月確認した上で利用をお願いする。

③ 時間外勤務等命令及び週休日の振替等勤務命令について（時間外勤務等命令簿及び週休日の振替等勤務命令簿）

平成30年3月総務課で実施した、時間外勤務に関する説明会資料を基に調査を実施したところ、時間外勤務命令が当初予算から年度内の予算不足を懸念し、125/100の支給を最優先に行ない、週休日勤務の同一週以後に振替休日としたときに支給される25/100が、未支給となっている状況が散見された。国の補助事業で対応が可能な部署は、全額支給されている。

このように時間外手当支給状況に温度差があると職員の仕事に対する熱意も削がれるので、管理職は時間外勤務命令を適切に実施していただきたい。

なお、このほか監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したため、記述を省略する。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

市が事務局を所管する公共的団体等の状況については次のとおりである。

○公共的団体等の出納事務一覧

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管者	通帳保管者	特殊事情等
平川市行政委員連絡協議会	総務部 総務課	課長	係長	課長	係長	市から委嘱している委員の組織であるため、出納事務を引き受けられる体制にない。
平川市地域公共交通協議会	総務部 政策推進課	課長	主事	課長	主事	市から委嘱している委員の組織であるため、出納事務を引き受けられる体制にない。
西地区まちづくり委員会		総務部長	主事	総務部長	主事	「地域運営組織」として設立して間もなく、事務を担当するのが困難なため。
日本赤十字社 平川市地区	健康福祉部 福祉課	課長	主事	課長	主事	移管すべき団体が存在せず、市長が地区長及び尾上・碓ヶ関の2分区長となっていることから、出納事務は市が望ましい。
日本赤十字社 平川市地区尾上分区	市民生活部 尾上総合支所	支所長	支所長 補佐	支所長	支所長 補佐	
日本赤十字社 平川市地区碓ヶ関分区	市民生活部 碓ヶ関総合支所	支所長	主査	支所長	主査	

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管者	通帳保管者	特殊事情等
平川市緑化推進委員会	経済部 農林課	課長	主事	課長	課長補佐	青森県緑化推進委員会の下部組織であり、行政で事務を所管することが適当である。(他市町村も行政が事務局となっている。)
平川市農業再生協議会		会計管理者	主事	部長	課長	協議会の事務局や運営主体については、行政又は農業団体が担当することとなっており、円滑に運営するには、市が出納事務を行う必要がある。
平川地域担い手育成総合支援協議会		部長	主事	課長	部長	認定農業者、土地改良区、農協、農業共済組合で組織される団体で、補助金の受入れ等、事業の実施上、市が事務局を運営することが適当である。
平川市鳥獣被害防止対策協議会		部長	主事	課長	部長	市・警察・農協・猟友会・鳥獣保護管理委員で組織され、交付金の申請、実施隊への活動費支払事務等事務量が多く複雑であり、また規約で会長を経済部長としていることから、事務を円滑に進めるため当課で管轄するのが望ましい。
平川市防風ネット整備組合		課長	主査	課長	課長補佐	市内農業者で組織される団体で、補助金の受け入れ、農業者の自己負担金の徴収など事業実施上、市が事務局を運営することが適当である。
平川あどの祭り実行委員会	経済部 商工観光課	会長	主事	課長	係長	事務局に出納事務を行える人材がない。
青少年育成平川市民会議	教育委員会 生涯学習課	会長	主事	課長	主事	規約で、事務局を生涯学習課に置くとしている。行政が主体となって立ち上げた組織である。団体の中に出納事務を行う人材がない。
平川市議会議員互助会	議会事務局 議会事務局	事務局長	主査	事務局長	主査	議員に出納責任者を選任できないため。
津軽南市町村議会連絡協議会		事務局長	次長補佐	事務局長	次長補佐	協議会の役員に関する申し合わせにより、会長は黒石市と平川市を交互に互選し、事務局も持ち回りとなる。また、経費が各議会からの負担金であるため、出納事務は議会事務局が担当することが適当であるため。

団体名	所管部署	出納責任者	出納担当者	通帳印保管者	通帳保管者	特殊事情等
西十和田トンネル建設促進市町村議長同盟会	議会事務局	事務局長	次長補佐	事務局長	次長補佐	協議会の役員に関する申し合わせにより、会長は黒石市と平川市を交互に互選し、事務局も持ち回りとなる。また、経費が各議会からの負担金であるため、出納事務は議会事務局が担当することが適当であるため。

以上 16 団体の出納事務を市が所管している。通帳と印鑑の保管状況及び入出金時の決裁状況については適正に処理されていた。今後も公金の取扱いについて疑義をもたれないように適正な事務処理に努められたい。